

特別養護老人ホーム大谷荘

利用料金表

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用に係る自己負担額、居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用に係る自己負担額(1割負担分)	1割負担	662 円	732 円	805 円	875 円	944 円
	2割負担	1,324 円	1,464 円	1,610 円	1,750 円	1,888 円
	3割負担	1,986 円	2,196 円	2,415 円	2,625 円	2,832 円
	<p>上記日額には次の加算が含まれています。</p> <p>()内は(2割負担、3割負担)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個別機能訓練加算 12 円/日 (24 円/日、36 円/日) ●精神科医療養指導加算 5 円/日 (10 円/日、15 円/日) ●日常生活継続支援加算 36 円/日 (72 円/日、108 円/日) ●看護体制加算(Ⅰ) 4 円/日 (8 円/日、12 円/日) ●夜勤職員配置加算 16 円/日(32 円/日、48 円/日) <p>別途、月単位で加算されるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護職員等処遇改善加算 14.0%/月 <p>1～3割負担分の1ヶ月分の合計の14.0%が別途加わります。</p>					
② 食費に係る自己負担額	利用者負担額第1段階	300 円				
	利用者負担額第2段階	390 円				
	利用者負担額第3段階①	650 円				
	利用者負担額第3段階②	1,360 円				
	上記以外の方	1,445 円				
③ 居住費に係る自己負担額	利用者負担額第1段階	〈個室〉320 円		〈多床室〉0 円		
	利用者負担額第2段階	〈個室〉420 円		〈多床室〉370 円		
	利用者負担額第3段階	〈個室〉820 円		〈多床室〉370 円		
	上記以外の方	〈個室〉1,171 円		〈多床室〉855 円		

次にあげる費用については、対象者のみに算定されます。

()内は(2割負担、3割負担)の場合

- 初期加算 30 円/日 (60 円/日、90 円/日)

入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算します。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様となります。

- 安全対策体制加算 20円/入所時のみ (40円/入所時のみ、60円/入所時のみ)

安全対策部門を設置し組織的な安全対策を実施している場合、入所時のみ加算されます。

●外泊時費用（対象者のみ） 246円/日（492円/日、738円/日）（ただし月6日限度）

外泊や入院された場合で施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間は（月をまたいで連続した場合は最長12日間）一日につき外泊時費用が自己負担となります。

●看取り介護加算

医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者または家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合、当施設または居宅で死亡した場合に加算されます。

	料金（2割負担、3割負担）
死亡日以前31～45日	72円/日（144円/日、216円/日）
死亡日以前4～30日	144円/日（288円/日、432円/日）
死亡日前日、前々日	680円/日（1,360円/日、2,040円/日）
死亡日	1,280円/日（2,560円/日、3,840円/日）

30日あたりの自己負担（月単位の加算分を含む）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担 個室	第1段階	41,240円	43,634円	46,131円	48,525円	50,885円
	第2段階	46,940円	49,334円	51,831円	54,225円	56,585円
	第3段階①	66,740円	69,134円	71,631円	74,025円	76,385円
	第3段階②	88,040円	90,434円	92,931円	95,325円	97,685円
	上記以外1割負担	101,120円	103,514円	106,011円	108,405円	110,765円
	上記以外2割負担	123,761円	128,549円	133,542円	138,330円	143,050円
	上記以外3割負担	146,401円	153,583円	161,073円	168,255円	175,334円
自己負担 多床室	第1段階	31,640円	34,034円	36,531円	38,925円	41,285円
	第2段階	45,440円	47,834円	50,331円	52,725円	55,085円
	第3段階①	53,240円	55,634円	58,131円	60,525円	62,885円
	第3段階②	74,540円	76,934円	79,431円	81,825円	84,185円
	上記以外1割負担	91,640円	94,034円	96,531円	98,925円	101,285円
	上記以外2割負担	114,281円	119,069円	124,062円	128,850円	133,570円
	上記以外3割負担	136,921円	144,103円	151,593円	158,775円	165,854円

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合や法定代理受領サービスに該当しない場合には、サービス利用料金の全額（10割分）をいったんお支払いいただきます。自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。 [単位：万円] (月額概数)

負担段階	対象者		負担限度額		
			居住費(部屋代)		食費
			多床室	個室	
第1段階	●世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ●生活保護を受給されている方	預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下	0	1.0	1.0
第2段階	●世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	預貯金等が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下	1.1	1.3	1.2
第3段階①	●世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以上120万円以下の方	預貯金等が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下	1.1	2.5	2.0
第3段階②	●世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円以上の方	預貯金等が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下	1.1	2.5	4.1
第4段階	●上記以外の方		負担限度額なし		

☆実際の負担額は日額で設定されます。

☆負担段階の判定は保険者(市区長村等)により行われます。

◇高額介護サービス費について

利用者本人又は世帯の市町村民税課税状況や所得等に応じて、介護保険の自己負担分(1割~3割負担分、介護職員処遇改善関連加算を除く)の1ヶ月の合計が高額サービス費の対象となり、申請により限度額を超えた分が、後から払い戻されます。対象者には市町村より通知されます。

(2)(1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別食

利用者が特別な食事を希望する場合は出前の依頼等を行います。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

理髪および美容については、利用者の希望により施設の職員が行う場合と業者が行う場合があります。

利用料金：施設職員が行う場合無料、業者が行う場合実費

③預り金出納管理

利用者および身元引受人の希望により、預り金等の管理、諸費用の支払いを代行いたします。(別途「預り金管理代行契約」の締結が必要となります)

利用料金：1か月当たり 1,000円

④特別の教養娯楽、レクリエーションおよび行事

通常の施設行事は無料でご参加いただくことが出来ますが、利用者が希望する教養娯楽、レクリエーションおよび行事の活動に必要な材料費等については実費をご負担いただきます。

利用料金：材料代等の実費

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

例) ティッシュペーパー、歯ブラシ、タオルケットクリーニング(月1回) 等

⑥予防接種費用

インフルエンザ予防接種の費用をご負担いただきます。その他の予防接種等が必要な場合は事前通知の上、費用をご負担いただく場合があります。

⑦利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等の居室料

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

*1ページの料金表通りの料金を日数分、ご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。